

## 代理店契約

本代理店契約（以下「本契約」という。）は、

1. 日本国法に基づき設立され、福岡県XXXXXXXXに登記上の事務所を置く株式会社XXXXX（以下「本人」という。）と
2. [国名]法に基づき設立され、[住所]に登記上の事務所を置く[代理店名]（以下「本代理店」という。）

の間で[ ]年[ ]月[ ]日付で締結された（以下「本発効日」という。）。

本人及び本代理店は、以下、併せて「両当事者」といい、それぞれ「本当事者」という。

### 前文

- A. 本代理店は、本人の勘定及びリスクで、本人の名において、対象地域（以下に定義される。）における本製品（以下に定義される。）の販路を開拓するために行動する。
- B. 本人は、本製品（以下に定義される。）の製造及び販売に従事している。
- C. 本代理店は、本人の代理店として行動する意思及び能力を有することを表明する。
- D. 両当事者は、本契約に記載される目的の達成のための組織の有効性、関連費用及び手数料の詳細について、十分に協議し、本契約へ署名することによる相互の利益についても確認した。
- E. その結果として、本人及び本代理店は、本契約を締結することにより、両者の取引関係を正式なものとするを希望している。

よってここに、本人及び本代理店は、以下のとおり、合意する。

## 第1条 定義

### 1.1 定義

本契約において、以下に掲げる用語は、文脈によりその他の意味に解釈されない限り、以下に定める意味を有するものとする。

- a) 「本契約」とは、本代理店契約及び本契約に添付される別紙をいい、両当事者により随時行われる変更、修正又は補足を含む。
- b) 「営業日」とは、本人が事業のために営業を行う日をいう。
- c) 「本手数料」とは、別紙Aに基づき、本人が本代理店に対し支払うべき対価をいい、随時、両当事者により変更される場合がある。
- d) 「本秘密情報」とは、本契約に基づき一方当事者が相手方当事者に開示する事業又は技術の情報のうち、その形式を問わず、「機密」、「企業秘密」若しくはその他類似の表現が示されている情報、又は当該情報が秘密であると合理的に示唆される状況下で開示される情報をいう。本秘密情報には、情報が秘密であると合理的に示唆される状況下で、本契約に基づき一方当事者が相手方当事者に口頭で開示する情報も含む場合がある。

- e) 「**本顧客**」とは、本代理店が本契約に基づき、本人の代理として本製品を販売する顧客をいう。
- ~~f) 「**顧客支払額**」とは、本製品の代金として顧客に請求する金額をいい、顧客支払額には、適用される消費税、付加価値税、関税又は政府による販売に対する課税の支払いに必要な金額が含まれる。~~
- ~~g) 「**顧客仕様書**」とは、本代理店が本製品の販売を許可される顧客の選択及び本製品の掛け売りの条件に関し、随時、本人が定め、本代理店に提供する一切の要件、指示、基準、手続き及びその他の規格をいう。顧客仕様書は、一部若しくはすべての顧客を明確に特定する場合、又は一切特定しない場合がある。~~
- h) 「**本発効日**」とは、本契約の冒頭に規定される意味を有する。
- i) 「**本一般条件**」とは、別紙Cに記載される本人が定める本製品の販売に関する一般条件をいう（両当事者により随時行われる変更を含む。支払い及び信用取引の条件を含むがそれらに限られない。）。
- ~~j) 「**純売上高**」とは、総売上から関税、付加価値税及び本代理店による割引額を差し引いたものをいう。~~
- ~~k) 「**価格仕様書**」とは、本契約に基づき販売される本製品の価格、価格帯又は価格構造に関し、随時、本人が定め、本代理店に提供する一切の要件、指示、基準、手続き及びその他の規格をいう。~~
- l) 「**本製品**」とは、別紙Bに記載される製品をいい、両当事者により随時行われる変更を含む。
- m) 「**対象地域**」とは、別紙Dに記載される地理上の地域をいい、両当事者により随時行われる変更を含む。

## 1.2 複数、性別

主題又は文脈に齟齬がある場合を除き、単数を示す語句は、その複数形も含み、その反対も然りとし、一つの性別を示す語句は、他方の性別も含む。個人を示す語句は、法人も含み、その反対も然りとし、また、「者」には、法人又は企業も含まれるものとする。

## 1.3 相互参照

文脈によりその他を要求されない限り、条、項、別紙又は節への言及は、本契約の条、項、別紙若しくは節、又は本契約への言及とする。

## 第2条 代理店の任命

### 2.1 任命

本人は、本契約に定められる条件に基づき、本代理店を対象地域における本製品の販売に関する代理店としての行動に任命し、本代理店はかかる任命を受諾する。

### 2.2 本人の代理

本代理店は、本人の名において、本人に代わり、本人の勘定で、本契約に基づく代理店としてのすべての義務を履行するものとする。

### 2.3 独立性

本代理店は、本契約に基づくすべての責務を独立して、かつ、自己の裁量により行う権限がある。ただし、本契約上、承認が明確に必要とされる場合を除く。

#### 2.4 非独占性

本代理店の代理店としての任命は、非独占的であり、本契約のいかなるものによっても、本人が本代理店に対する通知をすることなく、また一切の債務を負うことなく、いつでも、対象地域において本製品を直接販売する、又は対象地域内のその種類を問わず他の代理店を任命する権利は、制限されない。本代理店は、本人に対する通知をすることなく、また一切の債務を負うことなく、いつでも自己又は対象地域内の第三者の勘定で第三者に対し非競争的な活動を行うことができる。上記の活動が本契約上の本代理店の活動と競合する場合、本人は、かかる活動に本人の事前の書面による承認を条件付けする権利を留保する。

### 第3条 本代理店の責務

#### 3.1 ~~マーケティングプラン~~

~~本代理店は、対象地域における本製品の販売に関するマーケティングプランの作成について、本人と協議し、その補助を行う。本代理店は、本代理店が利用可能な一般的な市場データ（本製品に関する顧客の要求、市場分析、競争及び新たな本製品、又は既存の本製品の改良に対する市場主導の要求を含むがそれらに限られない。）を速やかに本人に提供する。~~

#### 3.2 ~~月次予測~~

~~各暦月の末までに、本代理店は、翌 [3] 暦月に本人に代わり販売する本製品及びその数量を明記した販売予測、本手数料の見積もり、並びに本人が本代理店に本製品を十分に供給するために合理的に要求するその他の情報を準備し、本人に提供する。本代理店は、販売予測を完成次第提供するものとするが、両当事者間で別段合意する場合を除き、いかなる場合においても、当該販売予測が適用される [3] 暦月の最初の暦月の開始から [5] 営業日前までに提供するものとする。本人は、提出された販売予測を拒絶する場合、当該販売予測の受領日から [5] 営業日の間に、本代理店に対し通知するものとする。~~

#### 3.3 ~~潜在顧客の特定~~

~~本代理店は、顧客仕様書に基づいて、対象地域内の潜在顧客を選択する。~~

#### 3.4 ~~宣伝及びマーケティング活動~~

~~本代理店は、本製品の宣伝及びマーケティングの内容、頻度、媒体の選択及びその他の面に関する仕様書に従う。本代理店は、対象地域内の宣伝キャンペーン及びその他のマーケティング活動の作成及び実施に関し、本人と協議し、その補助を行う。~~

#### 3.5 ~~本顧客との契約~~

~~本代理店は、本人のために本人に代わって顧客の獲得及び販売条件の交渉を行う。本代理店による契約交渉に先立ち、本人は、一般条件に加えて、希望する規格を本代理店に提供することができる。本人の一般条件は、すべての本顧客に提供しなければならない。本代理店は、本顧客と締結する契約が確実に [国名] 法に準拠するようにする。本人により逸脱が明確に認められている場合を除き、本代理店は、本顧客からの注文の受領時及びかかる販売契約の条件の交渉時において、価格仕様書、一般条件及びその他一切の仕様書に従うものとする。本代理店は、顧客仕様書の指針及び規格を満たす本顧客のみと本製品の販売の交渉を行う。~~

#### 3.6 ~~本顧客への請求~~

~~本人は、自己のため及び自己の名において、本製品に関する請求を本顧客に行う責任~~

を負う。

### 3.7 本顧客の債務不履行

本顧客による債務不履行又はその他の重大な違反があった場合、本代理店は本人に、又は本人は本代理店に速やかに通知するものとする。本顧客による債務不履行又はその他の重大な違反があった場合、両当事者が別段合意する場合を除き、本代理店は、当該本顧客に対し、すべての法的権利及び救済を行使する。本代理店は、本顧客による不払い、債務不履行又はその他の重大な違反を知った場合、直ちに本製品の当該顧客に対する納品を停止する。

### 3.8 本顧客との関係

本代理店は、対象地域内の本顧客との良好な関係の維持及び本製品の販売促進のために設計されたサービスの当該顧客への提供に対し責任を負う。本代理店は、本顧客による重大な問い合わせ及び苦情について本人に通知する。

### 3.9 その他の活動

上記の活動及び責務に加えて、本代理店は、本契約の目的達成のために必要又は適切なその他の活動も行うものとする。

### 3.10 行動基準

本契約上の責務及び義務の履行において、本代理店は、一切の不正な、誤解を招く、違法な又は反倫理的な商行為を行ってはならない。

## 第4条 顧客による支払い

本顧客によるすべての支払いは、本人が指定する銀行口座への送金により行われるものとする。

## 第5条 手数料

### 5.1 本手数料

本人は、毎月、本代理店に本手数料を支払う。本代理店は、前月の本製品の販売実績に基づいて、当月の第 [10] 日目までに本人に対し、請求書を発行する。本人は、かかる請求書の受領から [30] 日以内にその支払いを行うものとする。本手数料は、別紙Aに記載の計算式により決定する。

### 5.2 受領権

本代理店は、本人が本顧客に対し請求を行った時点で、本手数料を受領する権利を、付与され、完全に獲得する。

### 5.3 通貨

両当事者が別段合意する場合を除き、本契約上の一方当事者から他方当事者に対する支払いは、**日本円**により計算される。

## 第6条 責任の制限

### 6.1 本人による補償

本人は、本契約に基づく代理店としての活動から、それに関連して又はその結果生じる一切の請求、要求、訴訟、損失、損害及び債務（利息及び合理的な弁護士費用を含むがそれらに限られない。）から本代理店を補償、防御及び保護するものとする。ただし、かかる請求、要求、訴訟、損失、損害及び債務が本代理店の重大な過失又は意図的な違法行為による場合は、この限りではない。

## 6.2 請求通知

第 [6.1] 条に基づく補償を受けるために、本代理店は、その知るところとなった、本契約に基づく代理店としての活動に関し、本人に対し行われる請求、又は提起のおそれのある若しくは提起される訴訟に関する書面による通知を可能な限り早く本人に行うものとする。

## 6.3 訴訟における補助

本代理店は、本人の事前の同意を得ずに、本人の権利及び義務に不利益になるような行為をしてはならない。本代理店は、本人による合理的な依頼及び費用により、本契約に基づく本代理店の活動に関する、対象地域における本人に対する請求、又は本人が行う、提起するおそれのある若しくは提起する請求に関する後続する訴訟、並びにかかる請求の和解に関するすべての交渉の補助及び実行を行う。補償義務の承認時、本人は、かかる請求の単独の支配権を保持することができる。

## 6.4 本代理店に対する救済

本代理店による本契約に基づく責務の履行において、本代理店の重大な過失又は意図的な違法行為により、本人に一切の損失、損害、費用又は経費が発生した場合、本人は、実際に本人に生じた損失、損害、費用又は経費の補償を受けるために、本代理店に対し利用可能な法的救済策を追求することができる。

## 6.5 自己の事業

本契約に基づく代理店としての活動以外の本代理店自身の通常の業務に関連するすべての財務、法務及びその他の債務については、本契約に規定される場合を除き、本代理店が単独で責任を負うものとする。

## 第7条 契約期間及び解約

### 7.1 契約期間

本契約は、最初の契約期間を本発効日から [1] 年間として締結され、本契約の条項に従い解約されない限り、その後さらに [1] 年間自動的に更新される。ただし、いずれかの本当事者が最初の期間又は更新期間の終了の [3] か月前までに、書面による本契約の解約の通知を他方当事者に対し行う場合は、この限りではない。

### 7.2 解約事由

第 [7.1] 条の規定にかかわらず、以下のいずれかの場合においては、いずれの本当事者も、書面による通知を他方当事者に対し行うことにより、かかる他方当事者に対し一切の責任を負わずに、いつでも直ちに本契約を解約することができる。

- a) 必要な場合、裁判所が指名する財産管理人により許諾される範囲において、他方当事者の破産又は支払い停止、他方当事者の清算又は債権者との和解の申立てが行われた場合、また、他方当事者の資産の相当部分が少なくとも [1] か月間差し押さえられた場合。
- b) 他方当事者が破産する、期限の到来時に債務が支払えない若しくは通常の業務における期限の到来時に債務の支払いを停止する場合、又は債権者の利益のために割り当てを行う場合。
- c) 他方当事者が本契約上の重大な義務の不履行の通知を受けた後も当該義務を履行せず、かかる不履行が合理的な期間内には是正されない場合、又は
- d) 本代理店の支配に変更があった場合。第

## 8条 解約時の義務

### 8.1 解約時の義務

理由の如何を問わず本契約の解約に際し、本代理店は、その費用負担により、以下の

義務を負うものとする。

- a) 本代理店による本契約上の義務の履行に関するすべての記録、報告及び資料を本人に返還する。法令又は税務上の理由により、本代理店がかかる書類を保管しなければならない場合は、本代理店は、かかる書類の写しを本人に交付する。
- b) 本人が本顧客に対する本代理店の義務を履行するために必要なすべての書類に署名・捺印する。また、本代理店は、必要な移行について十分な協力を行うものとする。
- c) 本人の独断に依り、本人に関するすべての本秘密情報を返還又は破棄する義務、並びに
- d) 最終勘定を行う。また、その残高は、本人による承認後、[60]日以内にしかるべき当事者により支払われる。

## 8.2 未払い残高

本契約の解約によっても、両当事者は、その時点で他方当事者に対し負っている一切の金額の支払い義務、又はその他の責務を履行する若しくはそれ以前に発生したその他一切の債務を履行する義務を免除されない。

## 8.3 補償

第[7]条及び第[8]条に規定にかかわらず、本代理店は、本人が理由又は本代理店の同意なく本契約を解約した場合に補償を受ける権利を留保する。

## 第9条 秘密情報

### 9.1 守秘義務

各当事者は、本契約の期間中に他方当事者から取得するすべての本秘密情報の機密性及び秘密性を維持することに合意する。

### 9.2 開示権

両当事者は、それぞれが本契約上の義務を履行するために当該情報を知る必要がある従業員及び代理店にのみ本秘密情報を開示することができる。

### 9.3 例外

上記第[9.1]条の義務は、以下の情報には適用されない。

- a) 一方の本当事者が、他方当事者による開示の時点で、守秘義務を負うことなく、すでに知っていた情報。
- b) 受領当事者が守秘義務を負うことなく、第三者から後に開示された情報。ただし、かかる第三者が、当該情報を直接又は間接的に他方当事者から取得した場合を除く。
- c) 本当事者のいずれか、又はその代理店若しくは従業員による本契約に違反した作為又は不作為によらず、開示後に一般的に公衆に利用可能となった、又は公知となった情報、又は
- d) 機密又は秘密情報を事前に知ることなく、いずれかの本当事者の従業員が独自に作成した情報。

### 9.4 本顧客に対する開示

前述の規定にかかわらず、いずれの本当事者も、本製品の販売及び使用の促進のために合理的に必要であり、かつ、かかる本当事者が、当該第三者による当該本秘密情報の機密性及び秘密性の遵守を確実にする適切な措置を行っている場合に限り、他方当事者の本秘密情報を本顧客に開示することができる。

### 9.5 守秘義務の有効期間

第[9]条の規定は、本契約の終了後[2]年間、有効に存続する。

## 第10条 一般的なコンプライアンス

各本当事者は、常に、以下のことを行わなければならない。

- a) 本契約の履行に関して、現在又は今後有効となり、適用されるすべての法律、規則、規制及び政令の遵守
- b) 当該法律、規則、規制及び命令により必要とされるすべての費用及びその他料金の支払い、及び
- c) 本契約上の義務の履行に必要な範囲での、該当するすべての省庁及び政府機関による一切の認可、許可、承認、登録及び免許の効力の維持

## 第11条 不可抗力

いずれの本当事者も、その合理的な支配を超える事由により本契約上の義務の履行が遅延する期間においては、本契約上のその義務の不履行について、他方当事者に対し責任を負わないものとし、当該事由には、火事、洪水、戦争、**疫病**、禁輸措置、ストライキ、暴動、材料及び輸送設備の調達不能、又は政府当局による介入が含まれるがそれらに限られず、いずれの場合においても、本契約の違反とはならない。当該遅延が

**[60]**日を超えて継続する場合、他方当事者による履行不能により損害を受ける本当事者は、書面による通知を行うことにより、直ちに本契約を解約することができる。

## 第12条 通知

本契約上要求又は許可されるすべての通知及びその他の連絡は、英語を使用し、かつ、書面により、以下の宛先の各本当事者宛て

本人宛ての場合：

**[社名]**

気付： [ ]

住所： [ ]

電子メール： **[ ]**

本代理店宛ての場合

**[社名]**

気付： [ ]

住所： [ ]

電子メール： **[ ]**

又は、各本当事者が書面により通知するその他の者又は住所宛てに、電子メール又はファクシミリにより送付される。本通知等は、受信されたときに通知があったものとみなす。

## 第13条 適用法令（紛争解決）

### 13.1 適用法令

本契約は、**日本国**法に準拠し、これに従い解釈され、これには、代理商に対する規制は含まれるが、それが適用される場合、国連国際物品売買条約（1980年）は含まれない。

### 13.2 紛争解決

本契約及びその後の変更（その成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反又は解約を含むがそれらに限られない。）に基づき、それらから又はそれらに関連して生じる一切の紛争、論争又は請求、並びに契約によらない請求は、可能な限り、本人及び本代理店間の話し合いにより、最終的には友好的に解決するものとする。かかる紛争、論争又は請求が友好的に解決できない場合は、仲裁に付すものとし、**[一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則]**に従って当該仲裁の通知が行われた日において有効な当該規則に基づく本人が指名する**[1]**名の仲裁人による仲裁により最終的に決定される。仲裁地は、**[日本国の東京]**とする。仲裁手続きで使用される言語は、両当事者が別段合意す

る場合を除き、英語とする。

## 第 14 条 雑 則

### 14.1 関係の性質

本契約に含まれるいかなるものも、以下のように、解釈してはならない。

- a) 一方の本当事者に、他方当事者の日常的な活動の指示又は支配を行う権利を与える。
- b) 両当事者をパートナー、合弁事業パートナー、共同所有者、又は共同若しくは共通事業の参加者とする。
- c) 本代理店が本契約に規定される以外の義務を本人に代わり、発生させる又は負担することができる。

### 14.2 権利放棄

本当事者のいずれかがいかなる時点においても本契約の一切の条項又はその一部を実行しない、又は他方当事者がいかなる時点においても本契約の一切の条項又はその一部の履行を要求しない場合においても、現在又は将来におけるかかる条項又はかかる部分の放棄を一切構成せず、本当事者のいずれかが本契約のすべての条項を実行する正当性に一切影響を与えない。

### 14.3 譲渡

本代理店は、本契約、又は本契約上のいかなる権利若しくは責務も、本人の書面による事前の同意を得ずに譲渡又は委譲してはならない。また、かかる同意は不当に留保されない。

### 14.4 副本

本契約は、2つ以上の副本により締結され、すべての副本を併せて、単一かつ同一の証書とみなされる。

### 14.5 見出し

本契約の項又は条の見出しは、便宜のみを目的とし、本契約の規定の意味又は解釈に対し支配又は影響を及ぼさない。

### 14.6 言語

本契約が複数の言語により締結され、齟齬が生じた場合、日本語版が優先する。

### 14.7 分離可能性

本契約のいかなる項、条項、規定又は節が、本契約が履行される法域において、無効又は執行不能であると決定又は判断された場合、本契約の残りの部分は、有効かつ執行可能であり、また、両当事者は、本契約の締結時の両当事者の意図を最もよく反映する有効かつ執行可能な代替規定を誠実に取り決める。

### 14.8 変更

本契約の条項又は条件に係る一切の変更、修正、放棄、取消し又はその他の変更は、両当事者が書面により合意しない限り、有効にはならず、また、いかなる本当事者にも拘束力を有さない。

### 14.9 完全合意

本契約は、本契約の主たる事項に関する両当事者間の完全な合意及び了解を含む。本契約に添付する別紙は、本契約の不可分な一部を構成する。

**[本頁以下空欄。署名頁に続く。]**



上記の証として、両当事者は、本発効日付で本契約を締結した。

[ 本人 ]

[ 本代理店（社名） ]

氏名：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

役職：\_\_\_\_\_

役職：\_\_\_\_\_

日付：\_\_\_\_\_

日付：\_\_\_\_\_

## 別紙A

### 手数料

本代理店は、本製品による**売買契約を締結した本商品の代金の [ ]** %に相当する手数料の支払いを受ける。**本商品の代金には、送料、関税、付加価値税及び本代理店による割引額を含まない**  
。

---

## 別紙B

### 本製品

---

## 別紙C

### 本一般条件

[一般条件を挿入]

---

## 別紙D

### 対象地域

対象地域は、**[地域名]**として識別される地理的境界線内の地域をいう。